

関係法令の順守の徹底について

建設工事の受注に当たっては、入札・契約事務の公平性・透明性及び適正な施工体制の確保の観点から、各種関係法令を順守していただく必要があります。関係業者各位におかれましては、関係法令順守の上、入札、契約及び工事の施工を行っていただいているところではありますが、各種関係法令の順守の更なる周知徹底をお願いします。

下記に示す事項については、本市発注の工事を受注する際に特に留意していただきたい事項を抜粋しておりますので参照してください。

記

1 建設業許可について

本市発注の予定価格が6,000万円以上の工事については、特定建設業許可を有していることを求めています。受注した工事が例え6,000万円未満の工事であっても、1件の建設工事につき、下請代金の総額が建築工事については、4,500万円以上、建築工事以外については3,000万円以上となる下請契約を締結して施工しようとする場合には、特定建設業の許可が必要です。

2 経営事項審査について

公共工事を発注者から直接請け負うためには、経営事項審査を受けている必要があります。経営事項審査には有効期限があり、審査基準日から1年7か月の間に限られています。経営事項審査については、申請から結果通知がでるまでに、相当の日数を要しますので、申請手続きは早めに行ってください。

なお、本市発注工事については、契約締結時だけでなく、開札日においても有効な経営事項審査の結果通知書を有していることが必要です。

3 営業所専任技術者について

建設業法において、請負代金の額が2,500万円（建築一式工事については5,000万円）以上の公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物の工事に配置する主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者を配置しなければならず、建設業許可の要件である営業所ごとの専任の技術者については、営業所に常勤して専らその職務に従事することを要するため、専任制を求められる工事の現場に技術者等として配置することはできません。